オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和８年１１月５日

分任支出負担行為担当官
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長
茂木　正史

１　オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項
（１）件　　名　淀川水系土地改良調査管理事務所ＡｒｃＧＩＳ外１件購入
（２）仕　様　等　仕様書のとおり
（３）履 行 期 限　令和９年１月４日まで
（４）履 行 場 所　近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所
（京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎５６）

２　見積参加資格
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加有資格者であること。又は、令和７・８・９年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
（４）公告の日から５の見積合わせの日までの間において、近畿農政局長から、近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成２６年１０月８日付け２６近総第４４９号）に基づく指名停止を受けていないこと。
（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

３　仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
（１）紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
〒612-0855　京都市伏見区桃山町永井久太郎５６
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所　庶務課経理第２係　恒藤
電話　075-602-1313
（２）電子媒体による交付場所
ア　電子調達システム　https://www.p-portaL.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101
イ　近畿農政局ホームページ　https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.htmL

４　競争参加資格確認のための提出資料及び期限
（１）提出資料　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）確認通知書の写、又は令和７・８・９年度近畿農政局随意契約登録者受付番号通知書の写
（２）提出期限　令和８年１１月１９日　午後５時００分

（3）提出方法　上記３（1）宛てに持参又はメールにより提出すること。
メールの件名は、「ＡｒｃＧＩＳ外１件購入の提出資料」とすること。
メールアドレス：yodocho_keiri@maff.go.jp
なお、電子調達システムを利用して見積書を提出する場合は、システム内で資格確認を行うため（1）の提出は不要。

5　見積書の提出場所及び提出期間
（1）提出場所　電子調達システムにて送信。見積内訳書（別紙様式１－２）を添付すること。
（2）提出期間　令和８年１１月１６日午前９時００分から令和８年１１月１９日午後５時００分まで
（3）紙見積による場合の提出方法
ア　見積書（別紙様式第１－１号）に必要事項を記載し封緘（別添封筒記載例参照）すること。
イ　見積を代理人をもって行う場合には、委任状を提出すること。
ウ　（2）の提出期間内に持参又は上記３（1）宛てに郵送（送達過程が記録される書留郵便等にて必着のこと。）

6　見積合わせの日時及び場所
（1）　日時　令和８年１１月２０日　午前１０時００分から
（2）場所　近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所

7 契約書等作成の要否
否

8　オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問
このオープンカウンター方式による見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和８年１１月１０日　午後３時００分までに、電子メール（メールアドレス：yodocho_keiri@maff.go.jp）により提出すること。電子メールの件名は、「ＡｒｃＧＩＳ外１件購入の質問」とすること。（電話による問い合わせは受け付けない。）なお、電子メールによる提出が困難な場合は書類の持参によることを認める。
また、質問に対する回答は、令和８年１１月１６日に上記３（2）（イ）に掲載する。

9　その他
本公告に記載なき事項は、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所オープンカウンター方式実施要領による。

お知らせ
1　農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ
https://www.maff.go.jp/j/supp「y/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf をご覧下さい。
2　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針２０２０について（令和２年７月１７日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
3　農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。
詳しくは調達ポータルホームページ
https://www.p-porta「.go.jp/pps-web-biz/resources/app/htm「/beginner.htm **をご覧下さい。**